

## タブレット端末を活用した佐倉市議会 ICT 化方針（案）

### 〔タブレット端末導入の目的〕

タブレット端末の活用により、議員活動の強化を図るとともに、議会運営の効率化・円滑化を推進することを目的とする。併せて、佐倉市デジタルトランスフォーメーション推進方針に基づく取組として、業務効率の向上に努めるものとする。

- ペーパーレス化 ⇒ 電子データ化による情報の集積・共有に伴うアクセスビリティと視認性の向上、会議における円滑な議事進行
- スケジュール管理 ⇒ 議員・事務局間の情報共有の強化
- 情報伝達 ⇒ 議員・事務局間の情報伝達システムの一本化
- 調査研究 ⇒ 議員活動の強化
- オンライン会議 ⇒ 非常時における会議機能の保持・充実

### 〔導入する内容〕

上記目的を達成するため、クラウド型文書共有システム、情報共有ツール等をタブレット端末で活用する。

- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| ・タブレット端末       | i P a d P r o 12.9 インチ              |
| ・付属品           | A p p l e P e n c i l、i P a d 用 ケース |
| ・クラウド型文書共有システム | S i d e B o o k s                   |
| ・情報共有ツール       | L I N E W O R K S                   |

### 〔導入スケジュール〕

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 令和4年4月         | 議会改革推進委員会から議長へ中間答申 |
| 令和4年6月         | 会派代表者会議で承認         |
| 令和4年7月         | 実施計画計上             |
| 令和4年11月        | 補正予算計上（債務負担）       |
| 令和4年12月～令和5年6月 | 業者選定・契約            |
| 令和5年8月         | タブレット端末導入          |

### 〔今後の検討課題〕

- 費用負担、費用対効果の検証  
⇒ ランニングコストを踏まえ、通信方式（W i F i またはセルラー）の選択が必要
- 使用基準の検討
  - ・活用範囲 ⇒ 政治活動での利用、私的利用
  - ・使用ルール ⇒ 会議中の禁止事項（執行部も含め）
- 規則、申し合わせ等の整備